

財務省告示第二百八十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年五月三十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年六月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第六十 九回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の法律及びそ の振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法	
五	発行額	額 四十二億円
六	払込金額	額 四十一億八千五百三十万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行	平成十六年五月三十一日
十	発行価格	額 面金額百円につき九十九円六 十銭
十一	利率	年二・一パーセント

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 2.1 \times \frac{72}{365}}$$

十三

初期
利子

平成十六年九月二十日を
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
が、翌営業日に支払うときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.1 \times \frac{1}{2}}{100}$$

十四

第二期
以後
の利子

毎年三月二十日及び九月二十
を、支払期とし、各支払期にお
て、その日以前六月間に属す
利子を支払う。

十五

償還
金額
の限度

平成十六年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元金
の支

日本銀行

十七

払込
場所

平成十六年五月三十一日

十八

払込
期日

平成十六年五月三十一日